

図面謄本発行手続

*一般的な流れです。案件によりこのフロー図に該当しないケースがあります。

請求者による現地調査・測量

*現地調査は請求日前3か月以内に実施してください。

(事前相談)

*請求時に現地の状況を伺いますので、請求内容がお分かりになる方の御来庁をお願いいたします。

図面謄本請求受付

(請求書・添付書類の確認、現地実測内容の聞き取り等)

証明範囲・境界標の有無・境界標の種類・点間距離が較差の範囲内であるか等を確認

※図面と現地実測点間距離の許容誤差
(ア)10m未満・・・±3cm以内
(イ)10m以上・・・±5cm以内

※民権、プラスチック杭、木杭、ペンキ、刻み、図上点等は境界標と認められない場合があります。
劣化状況の激しい境界標は亡失していると判断する場合があります。

本市管理図面と一致する境界標が有り、
点間距離が較差の範囲内

本市管理図面と一致する境界標が無し
又は点間距離が較差の範囲外

検査

復元手続

合格

不合格

証明範囲内で
1箇所のみ亡失

証明範囲内で
2箇所以上の
亡失又は移設

境界標設置届※1
(一定の条件あり)

境界調査申請

※1
亡失箇所が既存
の有効な境界標
3箇所(座標が
ある場合は2箇
所)以上から復
元可能な場合

※2 境界調査図作成
を伴わない復元
(一定の条件あり)

境界調査図作成を
伴う復元や再明示

※2 亡失又は移設する
箇所が既存の有効な境
界標3箇所(座標がある
場合は2箇所)以上から
復元可能な場合

検査 不合格は「復元手続」へ

図面謄本交付決裁

図面謄本交付

※請求から交付までの期間 道路台帳図:約1か月 境界調査図:約2週間
(交付期間短縮請求:約2週間)

※復元手続を要する場合は、復元完了後の交付になります。

請求受付↓

図面謄本交付審査・境界標復元手続

↓

交付手続